

## 第7章 フォローアップの実施方針等

### 1 計画の推進

#### (1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

計画の推進にあたり、「羽村市公共施設等総合管理計画」及び個別の維持保全計画等の目標達成に向けて、進行管理を所管する部署において、計画の進捗よく状況を一元的に管理し、関係部署が相互に連携しながら進行管理を行います。

施設の長寿命化や整理統合による財政状況に対応した効果的な維持管理を実現するため、庁内検討委員会を組織し、計画の方針を踏まえた取組みを進めます。

#### (2) 市民との情報共有

計画の進捗よく状況等は、広報紙や市公式サイト等を通じて、適宜、情報を提供します。

また、建築物の整理統合を検討する際には、施設管理を所管する部署が主体となって、施設を利用する市民等の意見を十分に踏まえながら検討し、施設の整理統合を実施する際は、市民・利用者の理解を得るための説明会や懇談会等を開催します。

#### (3) 公共施設等総合管理計画の改訂

計画期間が30年と長期に渡ることから、計画が実情と乖離したものにならないよう、必要に応じて改訂します。

### 2 計画の推進にあたっての留意事項

#### (1) 予算の平準化に関する検討

計画における検討を通じて、維持管理コストを踏まえた財源を予測し、公共施設等の適正な維持管理を実現するよう努めます。

ただし、維持補修・更新費用が集中する年度においては、十分な予算を確保することが難しい場合があることから、公共施設等の日常点検を踏まえ、更新時期の前倒しや先延ばしの判断を行いながら、予算の平準化について検討します。

#### (2) 広域連携の検討

人口減少社会の到来により、羽村市単独では行政サービスの提供を維持することが困難と判断されたものについては、民間活力の積極的な導入を図りながら、必要に応じて、周辺自治体との広域連携について検討します。